

多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発手法開発等事業業務委託に係る 企画提案実施要領

(目的)

第1条 この要領は、多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発手法開発等事業を委託する業者を選定するに当たり、優秀な企画提案を広く募集して最も優秀なものを選定する公募型企画提案方式について、企画提案の参加方法及び業務委託候補者の選定方法等の必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 公募型企画提案方式による企画提案の審査を厳正かつ公正に行うため、審査委員会を置く。

2 審査委員会に関する規定は、別に定める「多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発手法開発等事業審査委員会設置要領」による。

3 審査委員会は、かかりつけ医・在宅医療等に関する知識又は経験を有する者により構成する。

(委託に付す業務内容)

第3条 委託に付す業務は、かかりつけ医等をもつメリットや地域においても安心して医療を受け療養できること、療養先については、病院や在宅など複数の選択肢があることを理解したうえで自分らしい生き方を考えることについて、医療・介護等従事者が県民に対して行う啓発のための効果的・効率的な手法の開発等業務とする。

(企画提案の参加方法)

第4条 企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発手法開発等事業業務委託企画提案募集要項」に基づき参加手続きをとるものとする。なお、同募集要項は、公益社団法人千葉県医師会において配布するほか、公益社団法人千葉県医師会ホームページからもダウンロードすることができる。

(審査対象事項)

第5条 選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとし、詳細については別に定める。

- (1) 事業の企画内容が目的を達成できるものとなっており、事業計画に具体性と実現可能性があるか。
- (2) 提案した事業を確実に遂行できる組織体制や活動実績等があるか。
- (3) 事業の実施に意欲や熱意があるか。

(事務局)

第6条 多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発手法開発等事業業務委託に係る
企画提案の事務局は、公益社団法人千葉県医師会地域医療課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、企画提案に係る必要な事項は、公益社団法人千葉県医師会が別に定める。

附則

この要領は、平成29年9月7日から施行する。